

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和8年9月 10 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
--------------------	----

厚生年金保険関係	1件
----------	----

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2600113号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2600053号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を令和元年6月19日、喪失年月日を同年11月11日に訂正し、令和元年6月から同年10月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

令和元年6月19日から同年11月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 令和元年6月19日から同年11月11日まで

請求期間においてA社に勤務し、厚生年金保険の被保険者となる条件を満たしていたが、厚生年金保険の加入記録となっていないので、請求期間を厚生年金保険の加入期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出されたA社の退職証明書、労働条件通知書兼雇用契約書及び勤務表並びにB労働局から提供された雇用保険被保険者離職証明書(安定所提出用)(以下「離職証明書」という。)から判断すると、請求者は、請求期間において同社に使用され、厚生年金保険の被保険者資格要件を満たしていたことが認められる。

一方、請求者に係る上記労働条件通知書兼雇用契約書によると、「社会保険の加入(無)」の記載が確認できる上、C市から提出された請求者に係るA社の給与支払報告書(個人別明細書)により、請求者は請求期間において、給与から厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は令和元年6月19日であり、資格喪失年月日は同年11月11日であると認められ、離職証明書及び日本年金機構の回答により、令和元年6月から同年10月までの標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、令和元年6月19日から同年11月11日までの期間については、厚生年金保険法第

75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録することが必要である。